2004年7月8日 (平成16年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

医療総合情報システム (オーダリングシステム) に係るコンピュータ 処理について (答申)

2004年6月25日付けで諮問(第132号)された医療総合情報システムに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理 の必要性があると認める。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、コンピュータ処理の必要性及び安全対策は次の とおりである。

## (1) 諮問に至った経過

ア 市民病院は、1971年10月に開院し、診療を所管する診療部、検査、 画像映像、薬事、リハビリテーション及び食事を所管する医療技術部、看護 を所管する看護部、企画管理事務を所管する事務局、地域連携を所管する地 域医療部から成り、平成15年度の外来患者数は362,853人、入院患 者は176,243人となっている。

イ 現在、診療を行い各部門に診療情報を伝達する場合は、患者等が検査、画像映像、投薬及び会計処理の窓口に伝票等を持参することにより行っているウ 医療総合情報システム(以下「オーダリングシステム」という。)の内容は、このシステムに入力された診療情報が各部門に即座に伝達されることにより、これまで行っていた窓口への持参による伝票搬送の大部分がなくなり、診療に伴う検査、投薬、画像映像等を円滑に行うことができ、会計処理、入

退院手続等の事務作業も省力化される。

(2) コンピュータ処理の必要性について

オーダリングシステムを導入することにより、次に掲げる効果があり、患者 サービスの向上及び事務の効率化が図られる。

- ① 患者
  - ア 看護部門の事務作業の軽減により、直接の看護時間が増大し、きめ細か な看護が受けられる。
  - イ 併科受診時に、薬の重複投与及び検体の重複採取が回避できる。
- ② 市民病院
  - ア 医療情報の伝達方法を従来の手書伝票から入力条件をチェックすること ができるオーダリングシステムに変更することにより、情報伝達の正確化 が図られ、医療事故の防止につながる。
  - イ 検査部門、薬事部門等における作業を迅速に行うことができる。
  - ウ 診療報酬請求事務の合理化が図られる。
  - エ 伝票類の大幅な削減により、経費の節減が図られる。
  - オ 入退院の管理を効率的に行うことができる。
  - カ 統計事務を効率的に行うことができる。
- (3) コンピュータ処理の安全対策について
  - ① 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、職員及び受託者に対し個人情報の保護のための安全対策を講じる。
  - ② 藤沢市民病院情報セキュリティポリシーを策定し、保護措置を次のとおり 講じる。
    - ア ユーザID及びパスワードの設定
    - イ セキュリティ体制の整備
    - ウ データのバックアップ
- (4) 実施時期
  - ① 第1次オーダリングシステム(患者基本オーダ、入院基本オーダ、食事オーダ、処方 オーダ、検査オーダ、病名オーダ)
    - ア 入院患者 2004年10月実施予定
    - イ 外来患者 2005年 4月実施予定
  - ② 第2次オーダリングシステム(整理、撮影オーダ、病理オーダ、注射オーダ、処置オ -ダ、手術オーダ、麻酔オーダ、リハビリオーダ)

入院、外来患者2006年4月以降実施予定

③ 第1次、第2次オーダリングシステムに係るコンピュータの処理について は同一の内容であるため、一括して諮問したい。

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理の必要性について

オーダリングシステムの導入に伴い、診療情報を各部門に迅速に伝達することにより、事務処理の迅速化及び投薬等の安全性が高まることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) 安全対策について

本事務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、「藤沢市民病院情報セキュリティポリシー」を策定し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

(3) 一括諮問について

第1次オーダリング及び第2次オーダリングシステム整備については、同 ーシステムを導入することから、一括して諮問する必要性は認められる。

以 上